日本赤十字社大阪府支部有功会会則

平成 13 年 3 月 5 日一部改正
平成 27 年 6 月 3 日一部改正
令和元年 6 月 18 日一部改正
令和 5 年 6 月 28 日一部改正

第 1 条　本会は日本赤十字社大阪府支部有功会（大阪日赤有功会）と称する。
第 2 条　本会の事務所は日本赤十字社大阪府支部事務局におく。
第 3 条　本会は次に掲げる者をもって組織する。
(1) 大阪府支部を通じて日本赤十字社に多額の社資及び相当額の物品を醵出し、有功章を贈られた者、又は法人の代表者。
(2) 大阪府支部の事業に多大の貢献をなし、その功労により有功章を贈られた者。
第 4 条　前条に該当する者は入会の申込みによって会員となる。
第 5 条　本会の目的は次のとおりとする。
(1) 会員の協力によって赤十字の人道的使命を広め、公共福祉の増進に寄与する。
(2) 会員の健康を護り相互の親睦を図る。
第 6 条　本会は前条の目的を達成するため次に掲げる事項を実施する。
(1) 毎年 1 回総会を開催して会の運営について協議する。
但し、会長が必要と認めた時は臨時に総会を開催することができる。
(2) 常時赤十字に対する理解を深めることにつとめ、支部の事業伸展に積極的に協力する。
(3) 新規会員を勧誘し会員の増加を図って会の発展につとめる。
(4) 健康増進にかかる情報提供や、相互親睦のための事業等を行う。
第 7 条　本会の役員として

会　　長	1　人	
副 会 長	5　人	以内
監　　事	2　人	以内
常任委員	若干人	をおく。

第 8 条　会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその任務を代行する。
3. 監事は会の経理を監査する。
4. 常任委員会は会の運営に参画し会務の推進にあたる。
第 9 条　会長、副会長、監事は常任委員の推せんによる。
常任委員は会員の中から互選する。
第 10 条　役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
第 11 条　本会に顧問、相談役をおくことができる。
2. 顧問、相談役は常任委員の推せんによって会長がこれを委嘱し、重要な事項について会長の諮問にこたえる。
第 12 条　本会に幹事 1 人、書記若干人をおく。
第 13 条　幹事は本会の庶務をつかさどるものとし、府支部事務局長をもってこれにあてる。
2. 書記は幹事の命をうけ事務に従事するものとし、府支部事務職員をもってこれにあてる。
第 14 条　本会の経費は会員の醵出する会費及び寄附金をもってこれにあてる。
2. 会員の醵出する会費は年額 5,000 円とする。

附　　則

1. 本会は赤十字の原則にしたがい、政治的又は宗教的目的のために活動は行なわない。
2. この会則は昭和 45 年 12 月 5 日より実施する。